

建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年6月28日

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 条例名称

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成28年千葉県条例第47号）

平成28年6月28日公布

2 改正理由

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）による建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の改正に伴い、既存建築物に対する制限の適用に係る規定が合理化されたことから、政令の規定との整合を図るため、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）の一部を改正しました。

3 改正内容

条例第51条第2項に規定する既存建築物に対する制限の適用にあたり、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分に係る規定について、従来の耐火構造の壁等で区画された場合に加え、防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものである場合を追加し、政令の規定と同様に制限を緩和するよう改正しました。

その他所要の規定の整備を行いました。

4 施行期日

公布の日から施行します。

※ 意見募集の結果

条例の改正にあたり、平成28年3月8日から平成28年4月8日まで意見募集を行ったところ、意見はありませんでした。

改正内容一覧

改正条項	改正内容	改正理由
第五十一条第二項	「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された」を「政令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の」に改める。	「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）」（平成二十八年一月十五日公布。平成二十八年六月一日施行。）による建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）の改正に伴い、既存建築物に対する制限の適用にあたり一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分に係る規定が合理化されたことから、政令の規定との整合を図るため改正する。
第五十二条の三	「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に改める。	政令の条ずれに伴い、規定を整備する。
第五十二条の四	「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改める。	政令の条ずれに伴い、規定を整備する。